

お客さまへ

## 石油石炭税の税率改定に伴うガス料金改定について

平成 28 年 5 月吉日  
津島ガス株式会社

平素は、都市ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は、平成 28 年 4 月 1 日から「地球温暖化対策のための税」として石油石炭税の税率が引き上げられたことに伴う、ガス料金の改定を主な内容とする一般ガス供給約款および選択約款の変更の届出を中部経済産業局長へ届出いたしましたのでお知らせいたします。

今回のガス料金の改定は、地球温暖化対策のための税の税率引き上げ(都市ガス原料である天然ガスおよびLPGについての税率が1トンあたり260円上乗せ)に伴い、平成 28 年 6 月検針分より一般ガス供給約款および選択約款のガス料金を現行料金に比べて、1m<sup>3</sup>あたり0.21円(消費税抜)引き上げさせていただきます。

当社は、今後とも一層の効率化に努めるとともに、更なるサービスの向上と保安の確保、クリーンエネルギー天然ガスの安定供給を図って参りますので、格別のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 税率引き上げの内容について

(石油石炭税率の引き上げ)

都市ガスの原料となるLNG・LPG 1トンあたり 旧税率 1,600 円 → 新税率 1,860 円  
(原料1トンあたり 260 円の引き上げ)

税率引き上げに伴い、都市ガス1m<sup>3</sup>あたり 0.21 円(税抜)の引き上げ。

### 2. 供給約款の改定内容

#### ・ 供給約款料金表(税込)

料金表	1か月のご使用量	現行料金		新料金	
		基本料金 (1か月につき)	基準単位料金 (1m <sup>3</sup> あたり)	基本料金 (1か月につき)	基準単位料金 (1m <sup>3</sup> あたり)
A	0m <sup>3</sup> から 24m <sup>3</sup> まで	860.76 円	213.89 円	860.76 円	214.12 円
B	24m <sup>3</sup> をこえ 208m <sup>3</sup> まで	1,382.40 円	193.12 円	1,382.40 円	193.35 円
C	208m <sup>3</sup> をこえる場合	4,050.00 円	180.38 円	4,050.00 円	180.61 円

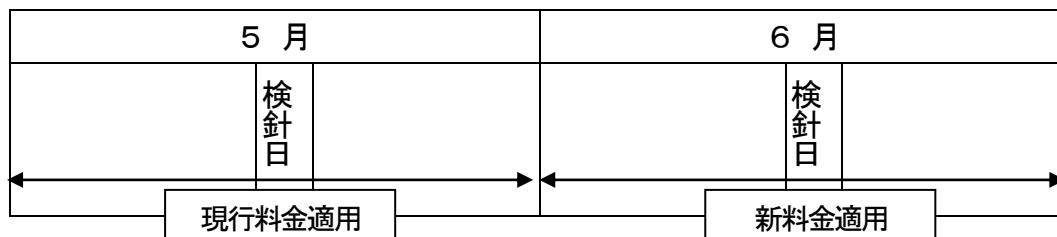
※上表の基準単位料金は原料費調整額を含みません。

#### ・ 標準家庭のガス料金引き上げ内容(税込)

現行料金	新料金	増減額	増減率
6,789 円	6,796 円	+7 円	+0.10%

※ 標準家庭のガス使用量は、一般ガス供給約款適用の家庭用お客さまの月平均使用量(28m<sup>3</sup>/月、45MJ/m<sup>3</sup>換算)をいいます。

### 3. 平成 28 年 5 月以降のガス料金のイメージ



新料金は、料金算定期間の末日が平成 28 年 6 月 1 日以降のガス料金から適用いたします。

#### 【 5月検針分と6月検針分の料金表 】

##### ●供給約款料金表

各月のご使用量に応じてA、B、Cの各料金が適用されます。

料金表	1か月のご使用量	基本料金 (1か月につき)	5月分単位料金 (1m <sup>3</sup> あたり)	6月分単位料金 (1m <sup>3</sup> あたり)
A	0m <sup>3</sup> から 24m <sup>3</sup> まで	860.76 円	196.56 円	193.12 円
B	24m <sup>3</sup> をこえ 208m <sup>3</sup> まで	1,382.40 円	175.79 円	172.35 円
C	208m <sup>3</sup> をこえる場合	4,050.00 円	163.05 円	159.61 円
原料費調整単位(1m <sup>3</sup> あたり)			-17.33 円	-21.00 円

##### ●選択約款料金表

契約種別	基本料金 (1か月につき)	5月分単位料金 (1m <sup>3</sup> あたり)	6月分単位料金 (1m <sup>3</sup> あたり)
家庭用調理・温水・暖房契約	一般ガス供給約款料金表と同じ料金		
家庭用セントラルヒーティング契約	2,678.40 円	110.05 円	106.60 円
家庭用コージェネレーションシステム契約	3,240.00 円	94.42 円	90.97 円
原料費調整単位(1m <sup>3</sup> あたり)		-17.33 円	-21.00 円

#### 【 原料費調整制度 】

原料費は、原油価格や為替レートといった国際市況によって変動するため、LNGやLPGの輸入価格(貿易統計値)の変動に応じて、毎月、従量料金単価(1m<sup>3</sup>あたりの単価)を調整する制度です。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

津島ガス株式会社 TEL (0567) 28-1331  
津島市錦町2番地 <http://www.tsushimagas.co.jp>